

山元町建設工事総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札試行要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 総合評価一般競争入札（第5条－第11条）
- 第3章 総合評価指名競争入札（第12条・第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2及び同令第167条の12の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）及び指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価一般競争入札の対象工事は設計金額5,000万円以上の工事及び総合評価指名競争入札の対象工事は設計金額1,500万円以上の工事のうち、当該工事を所管する課長等が、入札価格及び価格以外の要素を総合的に評価することが妥当と認められる工事とする。

2 町長は、前項の規定により対象となる工事を決定しようとするときは、山元町契約業者指名委員会（以下「委員会」という。）の審査を経るものとする。

（落札者決定基準の設定）

第3条 町長は、令第167条の10の2第3項の規定により、総合評価一般競争入札の落札者を決定するための基準又は令第167条の12第4項の規定により、総合評価指名競争入札の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を次に掲げる事項のとおり定めるものとする。

- (1) 価格以外の要素として技術力等を評価する項目（以下「評価項目」という。）の内容
- (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点
- (3) その他総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を実施するために必要と認められる事項

2 落札者決定基準は、委員会において定める。

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 町長は、総合評価一般競争入札を実施しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による学識経験者の意見聴取の際に、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

2 町長は、前項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第2章 総合評価一般競争入札

（入札の公示）

第5条 町長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、入札参加資格要件と併せて次の事項について公示するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。
- (2) 企業の施工能力等を審査するために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価一般競争入札に関する評価結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果についての疑義照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札を行う上で必要な事項

（入札参加申請）

第6条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、山元町入札参加に関する申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて当該総合評価一般競争入札の公告に定められた期日までに提出しなければならない。

- (1) 建設業又は特定建設業の許可証の写し
- (2) 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- (3) 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- (4) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（最新のもの）

（入札参加要件の審査及び通知）

第7条 町長は、前条の規定により提出のあった申請書について、当該入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を有すると判断した者については、山元町入札参加資格審査通知書（適格者用）（様式第4号）により、入札参加資格を有しないと判断した者については、山元町入札参加資格審査通知書（不適格者用）（様式第5号）により通知するものとする。

(評価項目資料の提出)

第8条 入札参加者は、評価項目の審査に供する資料（以下「評価項目資料」という。）を当該総合評価一般競争入札の公告に定められた期日までに提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する期日までに評価項目資料の提出がない入札参加者を失格とする。

3 入札参加者が評価項目資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(評価項目資料等の審査)

第9条 町長は、入札参加者から提出された評価項目資料その他必要と認められる資料について、落札者決定基準に基づき審査するものとする。

(総合評価の方法)

第10条 町長は、総合評価一般競争入札としての入札を執行したときは、落札者の決定を保留とし、次項に規定する評価を実施の上、後日、落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了するものとする。

2 総合評価一般競争入札における価格その他条件の評価は、価格評価点及び価格以外の評価点を合計し、落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。

3 価格以外の評価点は、前条に規定する審査の結果により各入札参加者に配点された点数とし、当該点数が0点未満となった入札参加者については、前項に規定する総合評価を行わないものとする。

4 価格評価点の算出方法は、委員会で審議の上、落札者決定基準に定めるものとする。

(落札者の決定)

第11条 町長は、評価値の最も高い総合評価一般競争入札者（以下「最高評価値者」という。）を落札者として決定するものとする。この場合において、最高評価値者が2者以上いるときは、次により落札者を決定するものとする。

(1) 価格以外の評価点で減点のない最高評価値者

(2) 前号の規定による価格以外の評価点で減点のない最高評価値者が2者以上いるとき、又は減点のない最高評価値者がいないときは、入札金額の最も低い最高評価値者

(3) 前号の規定による入札金額の最も低い最高評価値者が2者以上いるときは、当該最高評価値者にくじを引かせて第1順位となった最高評価値者

2 町長は、執行した総合評価一般競争入札が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該各号に定める手続を経た上で、落札者を決定するものとする。

(1) 第4条第1項第2号の規定により落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられているとき当該学識経

験者からの意見聴取

- (2) 最高評価値者が山元町低入札価格調査実施要綱（令和6年山元町告示第〇〇号。以下「低入札調査要綱」という。）第2条第7号に規定する低価格入札者となったとき 低入札調査要綱に規定する低入札価格調査の実施

第3章 総合評価指名競争入札

（入札者の指名等）

第12条 町長は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、山元町建設工事執行規則（平成13年山元町規則第11号）第7条第2項の規定に基づき指名した者に対し、次の事項について通知しなければならない。

- (1) 総合評価指名競争入札の採用に関すること。
- (2) 企業の施工能力等を審査するために必要な資料の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価指名競争入札に関する評価結果の公表に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果についての疑義照会に関すること。
- (6) 提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総合評価指名競争入札を行う上で必要な事項（総合評価一般競争入札に関する規定の準用）

第13条 第8条から第11条までの規定は、総合評価指名競争入札の場合に準用する。

第4章 雑則

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（山元町建設工事総合評価落札方式（市町村向け特別簡易型）実施要領の廃止）
- 2 山元町建設工事総合評価落札方式（市町村向け特別簡易型）実施要領（平成20年山元町告示第75号）は、廃止する。

山元町長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

山元町入札参加に関する申請書

年 月 日付けで入札公告のありました工事に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 施 工 場 所
- 3 添 付 書 類
 - (1) 建設業又は特定建設業の許可証の写し
 - (2) 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
 - (3) 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
 - (4) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（最新のもの）

受付番号	
------	--

様式第2号（第6条関係）

類似工事の施工実績調書

工事名	
発注者	
工事現場	都道府県 市町村
契約金額	円(共同企業体の場合は、出資比率であん分)
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容	

工事名	
発注者	
工事現場	都道府県 市町村
契約金額	円(共同企業体の場合は、出資比率であん分)
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体
工事内容	

注1 過去5年以内に完成した工事について記載してください。

注2 施工実績は、1件以上あれば可とします。

注3 工事内容の欄には、公告において明示した類似工事の基準についての確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。

注4 共同企業体による実績については、代表者である場合のみ可とします。

注5 契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第6条関係）

配置予定の技術者に関する調書

現場代理人	氏名		生年月日	
	採用年月日			

監理 (主任) 技術者等	氏名		生年月日		
	採用年月日				
	資格名称				
	免許又は認定番号		取得年月日		
	工事経験 (同種・類似工事)	工事名			
		発注者			
		契約金額			
		工期			
	工事内容				

注1 現場代理人と監理（主任）技術者が同一の場合は、監理（主任）技術者の欄にのみ記入してください。

注2 工事内容の欄には、公告において明示した同種工事・類似工事の基準についての確に判断できる資料を添付の上、必要最小限の具体的項目を記入してください。

注3 共同企業体による実績については、代表者である場合のみ可とします。

注4 上記工事に従事したことを証明できるCORINSの工事カルテを添付してください。

注5 資格免許の写しを貼付してください。

技術者等の雇用証明

上記技術者等について、記載内容に相違ないことを証明する。

住所
名称
代表者氏名

様式第4号（第7条関係）

山元発第 号
年 月 日

山元町入札参加資格審査通知書（適格者用）

住 所

商号又は名称

代 表 者

山元町長

先に申請のありました下記工事に係る入札参加資格について審査した結果、資格を有することを確認したので、山元町建設工事総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札試行要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 名	
入 札 執 行 日	年 月 日
入 札 保 証 金	免除する

※入札の参加にあたっては、入札会場にこの通知書を持参し、確認を受けること。

山元発第 号
年 月 日

山元町入札参加資格審査通知書（不適格者用）

住 所

商号又は名称

代 表 者

山元町長

先に申請のありました下記工事に係る入札参加資格について審査した結果、下記の理由により資格がないので、山元町建設工事総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札試行要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 名	
入札参加資格がないと認められた理由	

※入札参加資格がないと認められた理由について説明を求める者は、年 月 日までにその旨を記載した書面を提出してください。